

山建産連発第44号  
令和8年2月17日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会  
各団体の長 殿

(一社) 山梨県建設産業団体連合会  
会長 浅野正一  
(公印省略)

## 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

標記の件について、山梨県国土整備部長より通知がありました。

国土交通省では、建設業法において、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとし、不当に低い請負代金の禁止、不当な仕様資材等の購入強制の禁止など契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めた、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（平成23年8月策定）を今般、改訂したとのことです。

つきましては、下記の国土交通省HP及び添付資料をご確認のうえ、貴団体傘下会員（組合員）宛にご周知のほどよろしくお願い致します。

記

### 【国土交通省 HP】

\* 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第8版）  
(令和8年1月改訂：第8版)  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

以上